

ロンザ(Lonza)サプライヤの 行動規範

ロンザの活動には、さまざまな産業の人材の生活が数多く携わります。こうした利害関係者の信用と信頼を保つため、ロンザは企業価値を世界中で適切に統一された行動に転換する必要があります。

ロンザはイノベーションを推進し、会社とその利害関係者が長期的に成功できるように、経済的、社会的、および環境的サステナビリティの実現に努めます。ロンザはすべての企業活動でサステナビリティの実現に取り組み、最高の倫理基準を適用することを目標としています。この目標を支援するため、ロンザでは本行動規範に定める労働、環境、安全衛生に関する原則を厳守することを義務付けています。ロンザのサプライヤは、当社の持続可能な成長と全体的な成功を推進する要因として重要な役割を果たします。

ロンザは、「国連グローバル・コンパクト原則」はもちろん、「責任あるサプライチェーン管理に関する製薬業界原則」を遵守します。詳しくは以下のリンクをご覧ください。

http://pharmaceuticalsupplychain.org/downloads/psci_guidance.pdf

ロンザは、前述の原則に従って事業を営むことを約束します。

本文書では、サプライヤとの取引に関する原則および適用される基準を規定します。ロンザは、世界中すべての活動および現場において、サプライヤが本文書に明記されたすべての原則を厳守することを期待します。

1. 原則

- ロンザとそのビジネスパートナー間のすべての取引は、競争価格、最高の適合性、および必要な品質に基づいて行われます。サプライヤには、ISO 14000またはそれに類する認証を受け、ロンザに対してそれに相当するサステナビリティの実現に取り組むことを推奨します。
- ロンザでは、サプライヤの事業活動が海外、国内および地域の法律ならびに契約条件はもちろん、児童労働、安全、および贈収賄禁止に関して一般的に受け入れられている基準に従うことを義務付けています。ロンザは、サプライヤが社会的責任を持ち、倫理的に行動することを義務付けています。
- サプライヤが契約上の義務の一部を外部委託した場合、ロンザのサプライヤ行動規範の原則は第三者(下請業者)にも適用されるものとします。

2. 倫理

サプライヤは、倫理に則って事業を行い、良心に従って行動するものとします。

a. 公平な競争

サプライヤは、教養や贈収賄などの腐敗行為に反対することを誓約するものとします。サプライヤは、公平な競争原則に則り、適用されるすべての法律、慣習、および規則を遵守し、公平な商取引慣習に従って事業を行わなければなりません。

b. ビジネスインテグリティ

サプライヤは、ロンザの従業員に対して金銭、贈物、貸付または有価物の提供を申し出ることは控えなければなりません。ただし、地域の慣習ならびに適用されるすべての法律、規定、および規則に準拠した少額のプレゼントまたは販促物は除きます。

c. 懸念の特定

サプライヤは、従業員に対して報復、脅迫またはハラスメントの脅威にさらされることなく、職場での懸念や違法活動を報告するよう奨励しなければなりません。サプライヤは、必要に応じて調査を行い、是正措置を講じなければなりません。報告されたすべての事例は、サプライヤが公式に記録するものとします。

d. 個人情報

企業、その従業員、およびその顧客のプライバシーの権利を確実に保護するため、サプライヤはロンザが提供する機密情報を保護し、適切に使用しなければなりません。

3. 労働

a. 強制労働

サプライヤは、強制労働または非自発的労働を使用してはなりません。

b. 児童労働および若年労働者

サプライヤは、16歳、または適用される最小法的年齢の中、多い年齢未満の児童を労働に使用してはなりません。15~18歳の若年労働者を雇用する場合は、危険作業に従事させず、国の法定雇用年齢を越えていることを条件とします。

c. 公平な待遇

従業員に対する非人道的処置および体罰(あるいはその両方)は禁止します。

d. 差別禁止

民族、人種、性別、年齢、性的志向、宗教、所属政党、労働組合への所属または結婚歴を根拠として、雇用、訓練、昇進、報酬などにおいて差別、または如何なるその他の違法の差別的な行動も容認されません。

e. 賃金および付加給付

勤務時間、最低賃金および残業代、ならびに付加給付は適用法に準拠していなければなりません。サプライヤは、従業員に賃金算出方法を通知しなければなりません。国内法規によって別段に定められる場合を除き、賃金は定期的に現金、小切手または銀行振込によって合理的な回数に分けて支払われなければなりません。懲戒処分を理由とした賃金の減額は禁止します。

f. 労働組合の自由

サプライヤは、従業員が労働状態や報酬などの懸念事項について、上長と自由に対話することを奨励する必要があります。その際、報復、脅迫、またはハラスメントの脅威にさらされることがあってはなりません。従業員には、自分の意志で労働組合に加入する自由、代理を求める自由、および労使協議会に加入する自由が与えられます。

4. 安全衛生

サプライヤは、社員寮を含め安全かつ健康的な職場環境を提供しなければなりません。サプライヤは、国内および地域の規則の準拠を含む方針および管理システムを定義、実施、および支援する安全衛生体制を整える必要があります。安全衛生の要素には以下の項目を含めてください。

a. 作業員の健康と保護

サプライヤは、職場において従業員を化学的、生物学的および物理的危険要因に長時間さらさず、従業員が使用するインフラストラクチャに関連するリスクから保護しなければなりません。

b. 維持管理、緊急事態への備えおよび緊急対応

サプライヤは、すべての作業を可能な限り最も安全に実施し、維持するためのプログラムを整備しなければなりません。サプライヤは、職場において緊急事態が発生する可能性を確認・評価し、緊急対応計画および手順を実施してその影響を最小限に抑えなければなりません。

c. プロセスの安全

サプライヤは、化学薬品が放出される最悪の事態を予防または軽減するための特別なプログラムを整備しなければなりません。

d. 危険要因に関する情報および訓練

従業員に対して危険要因を教育・訓練し、危険要因から保護するため、安全対策の情報を提供しなければなりません。これには、使用される危険物質(化学製品、薬品、中間生成物など)に関する安全情報が含まれます。

5. 環境

サプライヤは、その活動が環境に与える影響を最小限に抑えられていることを保証する必要があります。サプライヤは、できる限り環境に責任を持ち、環境に配慮して事業を営まなくてはなりません。サプライヤは、その事業活動による排出物を削減またはゼロにするよう最善の努力を払い、天然資源を保全し、危険物質の使用を避けたり最小限に抑えたりして、必要に応じて廃棄物のリサイクルまたは再利用を推進してください。

a. 環境認証

サプライヤは、事業を営む各国で施行されている環境保護に関して適用されるすべての法規および推奨事項を必ず遵守しなければなりません。すべての必要な環境許可証、免許証、登録証などを取得し、その運用および報告に関する要件に従わなければなりません。

b. 廃棄物および排出物

サプライヤは、廃棄物、大気排出物、および廃水の安全な取り扱い、移動、保管、リサイクル、管理を保証するシステムを整えなければなりません。廃棄物、廃水または排出物は測定、検査、制御し、(必要に応じて)環境への放出前に処理しなければなりません。必要に応じて、廃棄物は再利用またはリサイクルする必要があります。

c. 流出および放出

サプライヤは、偶発的な環境への流出および放出を予防し、軽減するためのシステムを整備する必要があります。環境リスクを示す偶発的事故への対応に備え、応急処置および緊急対応人員を配置する必要があります。

6. 内部測定手続き

サプライヤは、本方針に記載される原則を必ず遵守するために必要な内部測定手続き、ツール、および指標を整備する必要があります。

7. 情報

ロンザのサプライヤーに対する検討・評価および商談において虚偽の情報を与えてはなりません。

8. ロンザへの報告

サプライヤーは、ロンザの従業員および他のサプライヤーによる倫理および遵守事項の違反を報告することが奨励されます。サプライヤーは、compliancegroup@lonza.comへメールを送るか、またはwww.lonzaethicshotline.comに掲載されている当社の倫理報告システムを用いて、潜在的な倫理違反を報告することができます。

9. 契約の終了

ロンザは、本規範に準拠していない行為や条件を認識した場合、是正措置を要求する権利を有し、当社のサプライヤ契約がその他の条件を明示していない場合、本規範を遵守しないか、または遵守しないサプライヤとの契約を解消する権利を留保します。